

# ニュースレター

適格消費者団体  
特定適格消費者団体  
特定非営利活動法人

～インターネット適正広告推進事業活動報告～

埼玉消費者被害をなくす会

埼玉消費者被害をなくす会では「インターネット適正広告推進事業」を埼玉県から受託し、2023年6月から2024年3月まで、【啓発事業】 【監視事業】 の2つを行いました。

## 啓発事業

## 一般県民向け講座

県民の方を対象に「大丈夫？ ネット注文をする前に気を付けたいこと」と題して、ネット通販利用時のトラブル事例や契約の基礎を学習する講座を開催しました。初級編では消費生活相談員の小島志津氏と山下則子氏、上級編では小島志津氏と弁護士の木村智博氏を講師に迎え、県内3会場（川越、春日部、さいたま市）とオンラインの同時開催で行い、延べ94名が参加しました。



(受講者感想より)

- ・ネットショッピングにおける危険性が良く分かった
- ・サブスクかどうかをしっかりと確認する事、申し込んだ場合スクショを撮っておくことが大切、という事を学んだ
- ・知らぬこと、注意すべきこと、いろいろ勉強になった
- ・あらためてネット注文に対しての注意点を再確認できて良かった
- ・景品法の成り立ちの概略や広告の問題点を考えるグループワークの講評、弁護士からのお話を聞くことができて良かった

## 高校生向け講座（狭山経済高等学校）

県立狭山経済高等学校の1, 2年生を対象に、消費生活相談員の鎌田伊津子氏を講師に迎え、「インターネットでの契約“広告”の落とし穴」をテーマに講義を行いました。生徒395名、教員43名が参加しました。不当表示広告の注意点に加え、教員による寸劇を交えながらマルチ商法について学習しました。

(受講者感想より)

- ・教科書を見るだけじゃ分かんないところも紹介されていたのでとても実用的で参考になった。
- ・消費者の契約についてよく知る事ができたので活かしていきたいです。



## 監視事業

インターネット広告の監視は、6月から1月までテーマ（例：SNS・エステ・整体院・美容用品など）を決め、計 4,210件 の広告表示内容を確認しました。そのうち、景品表示法に違反するおそれのある表示を行っていた 192事業者を埼玉県に報告しました。

## 気を付けてほしいキーワード・表示例

広告表示を鵜呑みにするのではなく、しっかり内容を確認しましょう！



テーマ	キーワード例
整体院	「1回で効果を実感」 「根本から改善」「地域NO.1」
ダイエットサプリメント	「飲むだけで-〇〇kg」
美容化粧品	「シミが消える」「しわがピーン」
健康補助食品	「圧倒的含有量」「〇〇に効く」
養毛剤・発毛剤・染毛剤	「永久染毛」「はえる」「傷まない」
衛生用品	「徹底除菌」「天然由来成分配合」

## 表示例



根拠が不明なNo.1表示

残り在庫が大変少なくなっております。お早めにお申し込みください。



購入を急がせる表現

定期回数のお約束は  
ございません  
いつでも解約いただけます。

定期購入の解約・返金保証は条件を確認

商品に自信があるから  
全額返金保証

## 参考にしてほしいサイト

### 埼玉県発行 高齢者を守る お助けかわらばん

消費生活センターの相談情報や最新の悪質商法の内容を4コマ漫画で紹介。埼玉県消費生活課が2カ月に1回発行。市町村消費者行政担当課に配布されています。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0310/otasukekawaraban.html>



最新の事例も  
チェックしてね！

消費者庁  
事業者に対する執行状況



<https://www.caa.go.jp/notice/enforcement/2022/>

埼玉県消費生活課  
不当表示の  
処分指導・啓発



<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0310/jigyousyasido/keihouhou2.html>



発行者 適格消費者団体 特定適格消費者団体  
特定非営利活動法人  
埼玉消費者被害をなくす会  
理事長 池本誠司

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5  
Tel/ Fax 048-829-7444  
E-mail : nakusukai.30@saitama-k.com  
<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>